

大津市企業局週休 2 日取組工事実施要領
(上水道・ガス、舗装本復旧工事版)

令和 8 年 8 月

大津市企業局

はじめに

■目的

大津市企業局週休2日取組工事実施要領(上水道・ガス、舗装本復旧工事版)(以下「本実施要領」という。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市企業局が発注する全ての上水道・ガス、舗装本復旧工事(災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く)とする。また、営繕工事、少額工事及び現地作業(実工期)が1週間(5日間)に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「(土木工事版)週休2日取組工事実施要領」(滋賀県県土整備部)を準用し、令和8年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「(土木工事版) 週休2日取組工事実施要領」(滋賀県県土整備部) 中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等により運用する。

左欄	中欄	右欄
2. 概要	<p>○対象工事は、<u>県土整備部</u>が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業（実工期）が1週間（5日間）に満たない工事は対象外とする。</p> <p>○<u>建築工事等については、別途定める実施要領による。</u></p>	<p>○対象工事は、<u>大津市企業局</u>が発注する全ての<u>上水道・ガス、舗装本復旧工事</u>（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、<u>営繕工事、少額工事及び</u>現地作業（実工期）が1週間（5日間）に満たない工事、<u>並びに別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事</u>は対象外とする。</p> <p><u>※適用しないものとする。</u></p>
6. 費用（積算方法等） (3)対象工事である旨等の明示	<p>記載例（四角囲い）中の次の内容</p> <p>本工事は、週休2日に取り組む工事である。</p> <p>週休2日実施に関する事項は、別添「<u>(土木工事版) 週休2日取組工事実施要領</u>」に基づき、実施すること。</p> <p>受注者は休暇日を明示した<u>工事工程表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p>	<p>本工事は、週休2日に取り組む工事である。</p> <p>週休2日実施に関する事項は、「<u>大津市企業局週休2日取組工事実施要領(上水道・ガス、舗装本復旧工事版)</u>」に基づき、実施すること。</p> <p>受注者は休暇日を明示した<u>週休2日取得計画・実績表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p>

特記仕様書記載例

第●条

本工事は、週休２日に取り組む工事である。

週休２日実施に関する事項は、「大津市企業局週休２日取組工事実施要領（上水道・ガス、舗装本復旧工事版）」に基づき、実施すること。

なお、週休２日の取得に要する費用の計上は実施しない。

受注者は休暇日を明示した週休2日取得計画・実績表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。